

財団法人自然公園財団役員給与規程

(昭和54年12月19日自規第5号)

(総則)

第1条 財団法人自然公園財団寄附行為第21条第1項に規定する役員(以下「役員」という。)の報酬の支払いについては、この規程の定めるところによる。

(給与及び昇給)

第2条 役員の給与は、常勤役員については、俸給、調整手当及び期末手当とし、俸給の月額は、理事長が理事会の議決を経て定めるものとする。

(給与の支払日及び支払方法)

第3条 給与の支払日は、毎月25日(その日が休日に当たるときはその前日)とする。

2 給与は、通貨で、直接本人に、その全額を支払う。ただし、法令に別段の定めがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者の俸給)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その者が常勤役員となった日から俸給を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に再任されたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

(役員でなくなった者の俸給)

第5条 常勤役員が退職又は解任により役員でなくなった時は、その日までの俸給を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。

(俸給の日割計算)

第6条 前2条の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月分の俸給額は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額とする。

(調整手当)

第7条 調整手当は、役員が勤務する地域の賃金、物価及び生計費が特に高い地域及びその地域に近接し、かつ、賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に在勤する役員に対して支給する。

2 調整手当の月額は、第2条第1項に基づき、俸給月額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 交通機関によって通勤する常勤役員に対しては、その通勤に要する費用を支給する。

2 通勤手当の額については、給与規程に定めるところによる。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日、12月1日及び3月1日（以下本条において「基準日」という）に在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を越えない期間内において理事長が定める日に支給する。基準日前一ヶ月以内に退職し又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、常勤役員がそれぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において、受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に、俸給の月額に100分の10から100分の25までの範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155、3月に支給する場合においては100分の15から35までの範囲内で理事長が定める率を乗じて得た額に、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が6月1日又は3月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3か月	6か月	100分の100
2か月15日以上3か月未満	5か月以上6か月未満	100分の80
1か月15日以上2か月15日未満	3か月以上5か月未満	100分の60
1か月15日未満	3か月未満	100分の30

(施行細則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則（昭和54年12月19日）

1. この規程は、昭和54年12月19日から施行する。
2. この規程の実施日前日までに支払われた給与は、この規程に基づく給与の支払いとみなす。

付 則（平成15年 6月20日）

1. この規程は、平成15年 6月20日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。

役員報酬に関する件

現行の俸給及び諸手当を含む年額は、13,000,000円以下としている。

財団法人自然公園財団 役員退職慰労金に関する内規

平成20年 4月 1日

第1条 退職慰労金は、役員が退職したときは直接本人に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。解任されたときは（寄附行為第20条（1）の場合を除く）当該役員には、支給しない。

第2条 退職慰労金の額は、財団職員退職手当支給規程を準用し、役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本給の月額に、その者の勤続期間をつぎの各号に区分して、当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
- (2) 5年を越え10年までの期間については勤続期間1年につき100分の140
- (3) 10年を越え20年までの期間については、勤続期間1年につき100分の180
- (4) 20年を越え30年までの期間については、勤続期間1年につき100分の200
- (5) 30年を越える期間については、勤続期間1年につき100分の100

2 前項の規定による退職慰労金の額は、理事長の承認を得て、その者の勤務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第3条 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。

第4条 第1条に規定する遺族の範囲及び順位は、当財団職員退職手当支給規程第9条を準用する。

第5条 退職慰労金の額を算出するにあたり、支給額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第6条 退職慰労金は、法令等により、その退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を退職後1ヶ月以内に支給する。

付 則（平成 4年10月30日）

1. この内規は平成4年10月30日から施行する。

付 則（平成20年 7月 1日）

1. この内規は平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。